



第9期介護保険事業計画の 基本指針(案)について

社会保障審議会介護保険部会では、2024（令和6）年4月からスタートする第9期介護保険事業（支援）計画の作成に向け、基本指針の見直しについて審議してきましたが、7月10日の会合で座長一任でとりまとめが行われました。見直しのポイントは、①介護サービス基盤の計画的な整備、②地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取り組み、③地域包括ケアシステムを支える介護人材確保および介護現場の生産性向上となっています。基本指針（案）の内容をみていきます。

2024（令和6）年度から 第9期計画に

介護保険の保険給付の円滑な実施を確保するため、介護保険法に基づき地方自治体（市町村と都道府県）が3年間を1期として策定する介護保険事業（支援）計画（※1）は、現在は第8期計画（2021（令和3）～2023（令和5）年度）の期中にある。2024（令和6）年度からの第9期計画の策定に向け、策定前に国から示す基本指針の見直しについて議論してきた社会保障審議会介護保険部会は、2023（令和5）年2月27日の会合で、基本指針（案）を明らかにした。さらに、この会合での意見を踏まえ、同年7月10日の会合で修正を加えた案を公表している。

第9期計画の期中には、団塊の世代が全員75歳以上となる2025（令和7）年を迎えることとなる。また高齢者人口がピークを迎

える2040（令和22）年を見通すと、85歳以上人口が急増し、医療・介護双方のニーズを有する高齢者などさまざまなニーズのある要介護高齢者が増加する一方、生産年齢人口が急減することが見込まれている。さらに、都市部と地方で高齢化の進み方が大きく異なるなど、これまで以上に中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を踏まえて介護サービス基盤を整備することが必要となる。こうしたなかで、今回の基本指針（案）では、地域の実情に応じて地域包括ケアシステムの深化・推進や介護人材の確保、介護現場の生産性の向上を図るための具体的な施策や目標を、優先順位を検討したうえで、介護保険事業（支援）計画に定めることが重要となるという基本的な考え方を示している。

地方自治体には、第8期計画における目標の達成状況の点検・評価、実態把握のための各種調査（介護予防・日常生活圏域ニーズ調査、在宅介護実態調査等）の結果の分析、地域包括「見える化」システム（※2）による地域分析等を行うことが求められている。また、第9期計画の作成に当たっては、第8期計画の進捗管理（PDCAサイクル）において把握された地域の課題や解決方法を踏まえながら、必要に応じて実態把握の調査・ヒアリングを実施し、これらに関係者と議論し、認識を共有しながら考察し、第9期計画に反映することが求められる。

基本指針の見直しのポイント

基本指針の見直しのポイント（案）は、次

※1…市町村が策定する「市町村介護保険事業計画」（介護保険法第117条）と都道府県が策定する「都道府県介護保険事業支援計画」（介護保険法第118条）がある。



のようになっている。

1. 介護サービス基盤の計画的な整備

- ① 地域の実情に応じたサービス基盤の整備
 - ・ 中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を適切に捉えて、施設・サービス種別の変更など既存施設・事業所のあり方も含め検討し、地域の実情に応じて介護サービス基盤を計画的に確保していく必要
 - ・ 医療・介護双方のニーズを有する高齢者の増加を踏まえ、医療・介護を効率的かつ効果的に提供する体制の確保、医療・介護の連携強化が重要
 - ・ 中長期的なサービス需要の見込みをサービス提供事業者を含め、地域の関係者と共有し、サービス基盤の整備のあり方を議論することが重要
- ② 在宅サービスの充実
 - ・ 居宅要介護者の在宅生活を支えるための定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護など地域密着型サービスのさらなる普及
 - ・ 居宅要介護者のさまざまな介護ニーズに柔軟に対応できるように、複合的な在宅サービスの整備を推進することが重要
 - ・ 居宅要介護者を支えるための、訪問リハビリテーション等や介護老人保健施設による在宅療養支援の充実

2. 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組

- ① 地域共生社会の実現
 - ・ 地域包括ケアシステムは地域共生社会の実現に向けた中核的な基盤となり得るもので

あり、制度・分野の枠や「支える側」「支えられる側」という関係を超えて、地域住民や多様な主体による介護予防や日常生活支援の取組を促進する観点から、総合事業の充実を推進

・ 地域包括支援センターの業務負担軽減と質の確保、体制整備を図るとともに、重層的支援体制整備事業において属性や世代を問わない包括的な相談支援等を担うことも期待

・ 認知症に関する正しい知識の普及啓発により、認知症への社会の理解を深めることが重要

- ② デジタル技術を活用し、介護事業所間、医療・介護間での連携を円滑に進めるための医療・介護情報基盤を整備
- ③ 保険者機能の強化
 - ・ 給付適正化事業の取組の重点化・内容の充実・見える化

3. 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上

- ・ 介護人材を確保するため、処遇の改善、人材育成への支援、職場環境の改善による離職防止、外国人材の受入環境整備などの取組を総合的に実施
- ・ 都道府県主導の下で生産性向上に資する様々な支援・施策を総合的に推進。介護の経営の協働化・大規模化により、人材や資源を有効に活用
- ・ 介護サービス事業者の財務状況等の見える化を推進

なお、1.の②に記載されている「複合的

な在宅サービスの整備を推進」については、複数の在宅サービス・訪問や通所系サービスなどを組みあわせて提供する複合型サービスの類型の新設が検討されている。

療養病床に係る総量規制の適用除外は終了

第8期計画の基本指針では、医療療養病床・介護療養型医療施設が介護保険施設等に転換する場合、老人保健施設（2006（平成18）年7月1日から2017（平成29）年度末までに介護療養型医療施設または医療療養病床から転換したものに限る。以下、「介護療養型老人保健施設」が介護医療院に転換する場合においては、当該転換に伴う入所（利用）定員の増加分は、必要入所（利用）定員総数に含まないとする総量規制の適用除外の取扱いとなっている。この総量規制の適用除外の取扱いは、介護療養型医療施設の存置期限が2023（令和5）年度末までとなっていること等から、第9期計画の基本指針（案）では継続されない。

一方、地域医療構想調整会議で病床機能の分化・連携に向けた協議が行われているところであり、第9期計画でも引き続き、医療療養病床から介護保険施設等への移行が見込まれる。このため、第9期分の介護サービスの量の見込み・必要入所（利用）定員総数を定めるにあたり、地方自治体には、

● 転換意向調査に基づき、医療療養病床を有する医療機関から介護保険施設等への移行の意向を把握し、第9期における移行の見

※2…都道府県・市町村における介護保険事業（支援）計画等の策定・実行を総合的に支援するための情報システム。介護保険に関連する情報をはじめ、地域包括ケアシステムの構築に関するさまざまな情報が一元化されており、グラフ等を用いた見やすいかたちで提供している。一部の機能を除いて誰でも利用可。https://mieruka.mhlw.go.jp/

過疎地域の 医療を守る診療所

— 北海道勇払郡安平町・医療法人社団並木会 渡邊医院 —

福祉医療機構では、地域の福祉医療基盤の整備を支援するため、有利な条件での融資を行っています。今回は、その融資制度を利用された北海道勇払郡安平町にある渡邊医院を取りあげます。同院は、高齢過疎化や医療資源が乏しい地域のなか、専門領域にとられない総合診療と予防医療を実践しています。その取り組みについて取材しました。

地域住民に寄り添う医療を提供

北海道勇払郡安平町にある医療法人社団並木会渡邊医院は、「医療を中心に、地域の活性化と北海道の発展を志す」という経営方針のもと、地域住民に寄り添う医療を提供しながら、安心して暮らせるまちづくりに取り組んできた。

同院が立地する安平町は、新千歳空港から車で20分ほどの場所に位置し、人口7340人、高齢化率36・9%（令和2年現在）と、人口減少と高齢化が進行した地域。追分地区、早来地区、遠浅地区、安平地区の4つの地区に分かれ、医療機関があるのは、追分地区に診療所1カ所と、早来地区の渡邊医院のみとなっている。病床

を有する最寄りの医療機関は、隣接する苫小牧市の病院となり車で40〜50分ほどの距離がある。

同院は、高齢過疎化が進み、医療資源が乏しい地域のなかで、「赤ちゃんからお年寄りまで、専門領域にとられないワンストップの総合診療」を実践している。

理事長・院長の渡邊覚文氏は、防衛医科大学を卒業後、医師免許を取得して陸上自衛隊医官として防衛医大、自衛隊中央病院に勤務。その後、イラク復興支援群の参加、新東京病院の勤務を経て、平成20年4月に北海道のえりも町国民健康保険診療所でへき地医療に従事。平成27年9月に安平町にあった診療所を継承し、渡邊医院を開院して現在に至っている。

へき地医療に従事した経緯について、渡邊院長は次のように語る。「私は埼玉県の出身で、外科の専門医をしていましたが、研修後の勤務先が帯広市の病院で地域住民に大変親切にしていたので経験がありました。もともと、へき地医療に興味があり、いつか恩返しをしたいと思いますところ、えりも町の診療所で医師を募集し

施設の概要

医療法人社団並木会 渡邊医院

〒059-1501
北海道勇払郡安平町早来大町116-4
TEL 0145-22-2250
FAX 0145-22-3198
URL <https://namikikai.net/>

開院：平成27年9月
理事長/院長：渡邊 覚文
診療科：内科、外科、小児科、皮膚科
法人施設：日高富川ファミリークリニック



ていること知り、外科担当として勤務しました。えりも町は、周囲に病院がなく、専門診療科にとられず、すべての患者さんを受け入れるという経験を積み重ね、診療とともに予防医療に取り組むことにより、症状の軽減や患者の減少につなげることができました。これまで取り組んできたことの集大成として、医療資源が乏しい安



続きは、

月刊誌 **WAM**

本誌にてご覧ください。

定期購読のご案内

月刊誌「WAM」は1年間の定期購読誌です。

購読料／1年間・・・7,524円(税、送料込)

体裁／A4変型判 本文36ページ

編集・発行／独立行政法人福祉医療機構

編集協力／株式会社法研

[定期購読のお申し込みはこちら](#)

お問い合わせ

〒105-8486 東京都港区虎ノ門4-3-13ヒューリック神谷町ビル9階

独立行政法人福祉医療機構 総務部 広報課

TEL:03-3438-9240 fax:03-3438-9949